

桔梗寮中長期ビジョン

社会福祉法人桔梗寮

桔梗寮中長期ビジョン

I 策定の趣旨

平成28年の改正児童福祉法により、子どもが権利の主体であることが明確化されるとともに、家庭養育の優先の原則が規定された。

この改正法の理念を具現化するため、国においては2017年8月に『新しい社会的養育ビジョン』が示され、県においては2020年3月に「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の別冊として、①子どもの権利擁護の推進、②市町の子ども家庭支援体制の強化、③里親等への委託の推進、④乳児院・児童養護施設の小規模・多機能化等の促進、⑤社会的養護自立支援の推進、⑥児童相談所の強化を施策の柱とする『栃木県社会的養育推進計画』が策定された。

こうした状況を踏まえ、当法人が設置運営する児童養護施設「桔梗寮」の中長期的課題と今後10年程度の取組みの方向を明らかにするため、本ビジョンを策定するものである。

II 入所児童の変化

改正児童福祉法では、家庭養育を基本とするとともに、代替養育を必要とする場合も里親等への委託を優先することが規定され、施設入所は里親等に委託することが適当でない場合に限るとされていることから、栃木県社会的養育推進計画において、代替養育を必要とする子どもの数と里親等委託される子どもの数を次のように見込んでいる。

	2020年度	2024年度	2029年度
代替養育を必要とする子どもの数	687人	677人	642人
里親等に委託される子どもの数	119人	204人	296人

代替養育を必要とする子どもの数から里親等に委託される子どもの数を差し引いた数が、乳児院や児童養護施設等に入所する子どもの数と考えられ、その人数は次のとおり10年程度で200人以上の減となっている。

	2020年度	2024年度	2029年度
施設に入所する子どもの数	568人	473人	346人

また、施設に入所してくる子どもについては、里親等への委託を優先することから里親等では養育が困難な子どもや里親不調となった子どもなどケニアーズの高い子どもの比率が高まることが予想される。

III 桔梗寮の小規模化・地域分散化の取組み状況

2019年度に児童養護施設「桔梗寮」の本体施設の大規模改修工事を実施し、小規模グループケアのためのユニット1か所、日中保育のためのユニット1か所を整備した。

また、2か所併設していた地域小規模児童養護施設のうち「山あげ」については、これを廃止し、2020年度から分園型小規模グループケアとして運営することとした。

この結果、次表のとおり小規模化・地域分散化を取り入れることができた。

区分	名称	定員	備考
本園小規模グループケア	ひなた	6名	
分園型小規模グループケア	あたご	6～8名	定員については令和6年度までの経過措置、それ以降は6名
	かまくら	6～8名	
	ここなす	6～8名	
	けやき	6～8名	
	山あげ	6名	
小計		40名	
地域小規模児童養護施設	なまはげ	6名	
合計		46名	

ただし、小規模化・地域分散化に対応するため、2020年度に7人の職員を新たに採用したことから、経験年数の少ない職員の割合が高くなっている。

IV 課題

1 専門性の向上

今後、ケアニーズの高い子どもも、言い換えれば大きな課題をもった子どもの入所が増えることが見込まれること、また、経験年数の少ない職員の割合が高いことなどから、職員の専門性の向上、対応力の向上が桔梗寮の大きな課題と言える。

2 入所定員の見直しと施設の多機能化

今後10年程度で、乳児院や児童養護施設に入所する子どもが200人以上減少することが見込まれる中、桔梗寮としても46名の定員を維持することは困難と考えられる。

一方、児童養護施設にはその機能を活かして地域における子育て支援や里親支援を担うことなどが期待されるとともに、退所した児童への自立支援のさらなる充実が求められている。入所する子どもの動向を見ながら、機能や人材を

活かして社会的要請に応えるため、施設の多機能化を図っていくことも課題となっている。

V 桔梗寮の取組みの方向

1 専門性・対応力の向上

職員の専門性・対応力の向上については、栃木県児童養護施設等連絡協議会が主催する研修等に引き続き積極的に参加させるとともに、次の取組みを推進していくものとする。

- ① 新規採用職員等に対するOJTの充実
- ② 他の小規模グループケアとの職員交流の実施
- ③ 小規模グループケア等に対する本園の支援体制の構築
- ④ 県内外の専門機関が実施する各種研修会への職員派遣
- ⑤ 職員で構成される運営委員会による施設内研修の企画運営
- ⑥ 外部専門家による子ども支援に対する助言制度の導入
- ⑦ 各職員の目標設定と進行管理の導入

2 入所定員の見直し

小規模グループケアの定員に関する経過措置が2025年3月で終了し、その後6名となることから、あたご、かまくら、ここなす、けやきの定員をそれぞれ6名に引き下げる必要がある。

その際、里親等委託率や入所児童の動向によって、次のような事項を踏まえて施設全体の定員の見直しを行っていくものとする。

ア ケアニーズが特に高い子どものための小規模グループケア（定員4名）の導入の必要性の検討。

イ 地域小規模児童養護施設「なまはげ」の運営をどうするかの検討（地域小規模児童養護施設として存続、分園型小規模グループケアとして運営、または廃止など）。

3 施設の多機能化

(1) 地域における子育て支援

地域における子育て支援については、那須烏山市、大田原市及び益子町と子育て短期支援事業の業務委託契約を締結しているところであるが、近隣市町から契約の申入れがあったときは積極的に応じていくものとする。

なお、地域の児童の福祉に関する相談に応じる児童家庭支援センターの併設については、その必要性を検討していくものとする。

(2) 里親支援

現在は、桔梗寮から措置変更となった児童を養育している里親への支援が中心であるが、フォースタリング機関が設置された場合は、当該機関と連携して積極的な里親支援を展開していくものとする。

(3) 自立支援

自立支援については、引き続き、とちぎユースアフターケア事業協同組合との連携の下、支援の充実に努めるとともに、アフターケアのみならずリビングケアの重要性に鑑み、児童の担当職員と自立支援担当職員が協力して児童の自主性を尊重しながら、進路の決定を含めて自立支援体制を構築していくものとする。

さらに、桔梗寮を退所した児童等にも自立困難な者が見受けられることから、自立援助ホームの設置運営についても検討していくものとする。自立援助ホームの実施にあたっては、利用者の利便性を考慮して他市町での実施を検討する。

(4) 一時保護委託を受け入れるための施設整備

児童相談所からの一時保護委託の要請に対応するため、施設の空き状況や職員の充足状況などを見ながら一時保護委託を受け入れるためのユニット整備を検討していくものとする。

3 その他

分園型小規模グループケア「あたご」は、当法人所有の建物で運営しているが、建築後30年以上経過している上、台所と居間が離れているなど小規模グループケアとして使用するには不都合な点があることから、改良工事を行い機能の向上を図ることとする。

また、各種記録の作成や管理などを効率よく行えるよう、情報のネットワーク化、記録システムの導入等を検討していくものとする。

VI その他

1 本ビジョンの期間

本ビジョンの期間は、2021年度から2029年度までとする。

ただし、社会情勢の変化等に応じて必要が生じた場合は、随時改訂することができるものとする。

2 取組みの概ねのスケジュール

別紙のとおりとする。

3 その他

本ビジョンを改訂するときは、理事会の承認を得なければならない。

別 紙

取組みの概ねのスケジュール

項目	2021～2024年度	2025～2029年度
専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・OJTの充実 ・小規模グループケア間の職員交流の実施 ・本園の支援体制の構築 ・専門機関が実施する各種研修会への職員派遣 ・運営委員会による施設内研修の企画運営 ・外部専門家による助言制度の導入 ・各職員の目標設定と進行管理の導入 	
入所定員見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・入所定員の検討 	
施設の多機能化	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業の業務委託契約市町の増 ・児童家庭支援センターの併設検討 ・フォースタリング機関との連携 ・自立支援体制の構築 ・自立援助ホームの設置検討 ・一時保護委託を受け入れるための施設整備検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターの併設（検討の結果による） ・自立援助ホームの設置（検討の結果による） ・一時保護委託を受け入れるための施設整備（検討の結果による）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・あたごの改修工事 ・情報のネットワーク化、記録システム等の導入検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録システム等の導入（検討の結果による）

